

令和5年度

おいらせ町農業委員会

第10回 総会議事録

期日 令和 6年 1月12日

場所 おいらせ町役場分庁舎

第10回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎

2. 開会期日 令和 6年 1月12日(金) 午後 3時58分

3. 閉会日時 令和 6年 1月12日(金) 午後 4時12分

4. 出席委員

1番 日ヶ久保 浩幸 君	2番 馬場 武雄 君	3番 日ヶ久保 亨 君
4番 玉川 勉 君	5番 沼舘 廣志 君	6番 久慈 弘子 君
7番 吉田 良紀 君	8番 袴田 光雄 君	9番 佐々木 明博 君
10番 松本 一弥 君	11番 柏崎 幸子 君	12番 坂井田 進 君
13番 袴田 信男 君	14番 上久保 辰視 君	15番 久保田 信一 君
16番 川口 勉 君	17番 成田 健義 君	19番 松林 勝智 君

5. 欠席委員

18番 名古屋 誠一 君

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第23号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出
について
- (2) 報告第24号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (3) 議案第45号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (4) 議案第46号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (5) 議案第47号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
- (6) 議案第48号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画(一括方式)の決定に
ついて

7. 会議録署名委員

12番 坂井田 進 君、16番 川口 勉 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 西舘 道幸 次長 川口 嘉大

9. 書 記 次長 川口 嘉大

開会 午後3時58分

議長	<p>(修 礼)</p> <p>ただいまから令和5年度第10回総会を開催します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、19名中 18名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、18番 名古屋 委員については、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、12番 坂井田 進 委員、16番 川口 勉 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の川口次長を指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第23号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事務局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第23号について説明します。</p> <p>議案書の1-1から1-4ページをご覧ください。</p>

	<p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんでしょうか。…いいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>特にないようですので、報告第23号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第24号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第24号について説明します。</p> <p>議案書の2-1、2-2ページと、資料1から3をご覧ください。</p> <p>照会は3件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんでしょうか。</p>

	<p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、ないようですので、報告第 2 4 号は報告済みとさせていただきます。次に議案事項に入ります。</p> <p>議案第 4 5 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第 4 5 号について説明します。</p> <p>議案書の 3 ページをご覧ください。</p> <p>今月の農地法第 3 条許可申請は、1 議案 1 件であり、所有権移転が 1 件です。</p> <p>番号 1 は、売買による所有権移転です。</p> <p>資料 4 をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 浜道 [REDACTED]、地目は畑、面積は 2, 3 6 0 平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま</p>

	す。
7 番 (吉田委員)	はい。7番 吉田です。 これ、買った人は階上の人なんですけど、これは畑として使うんですか。農地なんですけど。
事務局 (川口事務局次長)	はい、お答えします。 申請書を頂いたときに、譲渡人から話を伺ったりしておりました。親戚関係に若干あるような感じだったんですけども。現況が畑で、ちょっと一部堆肥を積み上げていたりはしてるんですが、畑として耕作するという意向を聞きました。
7 番 (吉田委員)	はい。わかりました。
議長	あと、ございませんでしょうか。…いいですか。 (質疑・意見なし)
議長	議案第45号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、議案第45号を原案どおり決定いたします。

	<p>次に、議案第46号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは議案第46号について説明します。</p> <p>議案書の4ページ 番号1と資料5と6をご覧ください。</p> <p>譲渡人は[]、譲受人は[] 外1名。</p> <p>土地の所在は、一川目三丁目[]、地目は畑、面積は379平方メートルです。用途、転用の事由は自己住宅の建築となっております。</p> <p>次に、番号2と資料7と8をご覧ください。</p> <p>譲渡人は[]、譲受人は[] 外1名。</p> <p>土地の所在は、染屋[]、地目は畑、面積は218平方メートルです。用途、転用の事由は自己住宅の建築となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。</p>
<p>7番 (吉田委員)</p>	<p>7番 吉田です。</p> <p>それでは、調査の結果について説明します。1月5日に 松林会長、袴田光雄委員、私、西館事務局長、川口事務局次長の5人で調</p>

<p>議 長</p>	<p>査を行いました。</p> <p>番号1の申請地は、自己住宅を建築します。汚水は下水道で処理し、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。周囲に土留めを設置することから、農地への影響はないと考えます。</p> <p>番号2の申請地は、自己住宅を建築します。汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。南東に農地がありますが、南東側が高くなっていることから、農地への影響はないと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>番号1の農地区分は、小集団の生産性が低い農地と考え、その他の2種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、借家住まいの解消のため、自己住宅の建築を計画いたしました。小学校が近く、実家にも近いことから当該農地を選定いたしました。申請地周辺で代替地も検討しましたが条件が折り合わず、やむなく当該農地の申請に至ったものであります。不許可の例外で認められる、代替地がないに該当します。</p> <p>番号2の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地</p>

	<p>の区域内にある農地と考え、第1種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、借家住まいの解消のため、自己住宅の建築を計画しました。小学校が近いことから当該農地を選定しました。申請地周辺で代替地も検討しましたが条件が折り合わず、やむなく当該農地の申請に至ったものであります。不許可の例外で認められる、集落接続に該当します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第46号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第46号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第47号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。事務局長。</p>

<p>(西館事務局長)</p>	<p>それでは、議案第47号について説明します。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和5年12月27日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。売買が1件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は4筆で、合計面積は4,011平方メートル(約0.4ヘクタール)となります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第47号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第47号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第48号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画一括方式の決定について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第48号について説明します。</p> <p>議案書の6-1と6-2ページをご覧ください。</p> <p>権利の内容は、使用貸借権の設定が3件、賃借権の設定が1件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は10筆で、合計面積は20,686平方メートル(約2ヘクタール)となります。設定期間は5年、10年となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第48号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第48号を原案どおり決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、第10回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。</p>

閉会 午後4時12分